

【松川キヌヨ議員】

一番最後の質問になりまして、皆様お疲れでいらっしゃるようですが、しばらくの間御清聴いただきたいと思います。よろしくお聞きいたします。

福祉、消費者行政、教育行政についてお聞きいたします。

私は、長岡市古志郡選出の松川キヌヨです。通告に従い一般質問をいたしますので、どうぞよろしくお聞きいたします。

知事は、12月議会を前に、提出議案知事説明要旨で、6つの未来戦略の中で安心子育てサポート戦略を掲げられたことは、私たち母親として心強く拝聴させていただきました。

では、第1の質問に移ります。福祉行政について4点の質問をいたします。

まず、女性の社会進出や核家族化に伴う家庭環境の変化などにより、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しております。そして、高齢化が進む一方で、少子化が顕著になってきており、本県においても子供の数は減少の一途をたどっております。それは、若者の数が減少している過疎地が多いただけでなく、晩婚化の進行や子供を望まない若者夫婦の増加などによって、合計特殊出生率は全国では1.38、本県では1.54まで低下し、現在の人口水準を維持していけるとされる2.08を大きく下回っております。そこで、子育てと女性の就労の両立を支援し、子供たちの健全育成を図ることは、極めて大切なことです。このような社会背景の中で、国においては、平成6年12月に子育て支援基本方向を示したエンゼルプランが、厚生省、文部省、労働省、建設省の4省で合意され、具体策として、緊急保育対策5カ年事業を重点的に進めており、また、21世紀を担う子供たちのために、地域、社会全体で子育て支援をする視点に立って、50年ぶりに児童福祉法も改正されました。

質問に移ります。

まず第1に、厚生省の緊急保育5カ年事業は、平成7年に始まり、11年度で終了しますが、平成12年度以降の事業の継続見通しはどのようにお考えでしょうか。

もし事業が継続されない場合、県の新社会福祉計画は、平成12年度までとなっております。計画を推進していく上で支障が出るのではないのでしょうか。事業推進の7項目の中においても、我が新潟県の目標値はまだまだと思いますが、今後の方向性についてお聞きいたします。

第2点目。また、これらの事業推進において、我が新潟県では新社会福祉計画に盛り込まれており、児童福祉において、その充実の観点からぜひとも県版エンゼルプランとして独立して策定していただきたい。また、私の6月定例議会での一般質問の際に、知事は、新社会福祉計画の中で、県版エンゼルプランについても検討してまいりたいというふうに思っておりますというお答えをいただいておりますが、既に28市町村が策定済みで、本年末までに54の市町村が検討中ですので、県としての取り組みを改めてお聞きいたします。

第3点。子育て中の母親のために、平成10年度より児童保育の広域入所が市町村の努力義務とされましたが、この制度を充実させるために、市町村に対して支援措置を講じるべきと思っておりますが、お考えをお聞きいたします。

これは、母親が子供を地域外の自分の職場の近くの保育所に入所させるもので、子供の精神安定には大きな効果があり、母子ともに健全育成につながるという意義は大変大きいと思います。

第4点目。家庭内暴力についてお聞きします。既に前段でお二人の議員より児童虐待について御質問されましたので、私は、ドメスティックバイオレンス(DV)についてお聞きいたします。

ドメスティックバイオレンスとは、夫やパートナーからの妻や恋人に対する暴力のことです。例えば東京都の1997年女性相談センターで暴力や酒乱などの相談を受けた件数は423件で、4,500人を対象にしたアンケート調査において、女性の約3分の1が夫や恋人から暴力を受けているということがわかりました。

こうした実情を背景に、総理府の男女共同参画室でようやく全国調査に乗り出したところですが。しかし、長い間の、夫は外で働き収入を得、妻は家庭でという一般的な生活習慣から余り表面化されずにきた問題に対して、暴力から女性の人権を守れということの中で、日本の社会システムの変容という大きな問題と言ってよいのではないのでしょうか。

そして、暴力には、身体への暴力以外に、言葉の暴力、日常生活の管理、それから性暴力があります。しかし、一般的に、身体暴力以外は暴力として認めないという風潮がありますが、女性たちの言うのは、体の傷は治るけれど、精神的に受けた傷は深く、立ち上がれないと言われ、女性への暴力は暴力罪であり、けがをしたなら傷害罪、つまり犯罪なんだという意識を社会に定着させていく必要があります。

そこで、夫婦間暴力など男性の暴力により被害を受けた女性を一時的に保護するための、現在県内に1カ所婦人相談所が設置されておりますが、これらの施設、いわゆるシェルターを各地に設置する対策の充実を図るべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

ちなみに、婦人相談所に寄せられる相談は、8年度は411に対して10年度は643になっておりますので、家庭内暴力の中で、児童虐待とともにネットワーク事業の中にお加えいただきますよう、よろしくお伺いいたします。

ちなみに、児童虐待における子供の部分は親権が災いしています。そしてまた女性問題における女性虐待においては、夫婦間の問題ということで、今まで余り突っ込まれたことがございませんので、その点を御理解いただきたいと思っております。

第2番目に、消費者行政についてお伺いいたします。

消費者保護基本法が制定され約30年たちます。基本法では、市町村の役割を、苦情の処理のあっせんなどに努めなければならないとし、都道府県は苦情処理のために必要な施策を講ずるとなっておりますが、実態としては、県民の暮らしアドバイザーとして、消費生活相談、講座、研修、情報提供、商品テストなどを行っております。

そして、相談苦情の状況も平成6年の倍になり、10年度では、県センターに4,855件もの相談が寄せられ、市町村では、新潟、長岡、上越、佐和田、村上、豊栄市にあり、その件数は、トータルで4,527件にもなっております。

そして、昨今の消費者問題は大きくさま変わりし、その複雑さ、多様性は想像を超える状態であります。消費者に対し、行政では、だまされた方が悪いといった考えが根強く、相談を一消費者の自己責任として片づけようとしているので、余りにも無責任と言わざるを得ません。大メーカーも、商品の欠陥をなかなか認めようともせず、苦情があったときのみ対応するケースが多いのです。また、悪徳商法が多様化し、広域化してきており、消費者センターに持ち込まれた相談をもとに未然に防いだという例が、数え切れないほどあります。

センターを県央にもう1カ所設置するなど、消費者対策を充実すべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

教育行政について、8点の質問をいたします。

幼児期からの心の教育について、中教審も、家庭におけるしつけのあり方についてまで具体的に踏み込むというようなことは従来にはない姿勢でした。それは、今まで中教審は、家庭のことまで踏み込むことに対して、大変慎重な姿勢をとってきていたのです。それはあくまでも、今日の状況に対する危機意識が働いていたことにほかならないと思うのであります。

では、もう一度家庭を見直そうということから、その中で、悪いことは悪いとしっかりとしつけることなど、思いやりのある子供を育てることの大切さを指摘しております。さらに、家事の分担やあいさつ、物の与え方など、家庭の守るべきルールをつくり、遊びの重要性の再認識なども強調しております。少なくとも、子供の問題を社会の風潮のせいにして、他人事ととらえがちな傾向は、正さなければならないと思うのです。そうしたことから、けじめの感覚や規範意識、自己抑制力の弱さなどの問題をいつまでも嘆くということになると思うのです。

このたびの春奈ちゃん事件についても言えることではないでしょうか。それは、共同体の崩壊で、地域の中で孤立して子育てに悩む家庭もふえ、また、育児ノイローゼなどによる児童虐待もあると聞いております。どの子も順調かつ健やかに育っていくための支え合いの仕組みが欠かせないのではないのでしょうか。母子保健の機会や、親の学習機会や、幼稚園、保育所での育児相談体制などももっと整備されてもよいと思っております。

そこで、これらの基本となる幾つかの質問をさせていただきます。

ちなみに、県内には、公立幼稚園は49カ所、私立幼稚園は116カ所、公立保育所は556カ所、私立保育所は208カ所、その他僻地保育所、児童館保育、院内保育、事業所内保育などがあり、入所児童数は7万6,405人になり、就学前児童の入所率は55.1%となっております。

では、質問に入ります。

県内に就学前児童が、11年度で13万8,483人おりますが、この子供たちに対する幼児教育についての基本的な考え方及び取り組みについてお伺いいたします。

第2番目。また、幼児期からの心の教育については、前段でいろいろ述べましたが、幼稚園に限らずすべての子供たちに必要なことであり、保育所においてもしっかりと取り組むべきと考えておりますが、以前より、幼稚園は文部省の管轄であることから幼児教育に主眼を、また保育所は厚生省管轄であるから、保育に欠ける子供たちのためにということで、双方相いれず、縦割り行政の中で思うようにいかなかったのではないのでしょうか。

このように、少子化傾向から緊急保育対策が打ち出され、保育所ばかりでなく幼稚園でも同じことが行われ、同じく整備事業も進行しているならば、幼稚園と保育所における教育を含めた中での幼保一元化について、連携の具体策についてをお伺いいたします。

第3点目。高校整備計画の基本的な考え方として、高校生の多様化や社会の少子化が進行し、一人一人の生徒の個性を伸張し、豊かな人間性やたくましさ、確かな学力を身につけさせるなど、生きる力をはぐくむ教育を可能にすることであると言われておりますが、6年間一貫した一体的なゆとり教育の中で、生徒一人一人の個性をより重視するとの観点で、中高一貫教育制度が本年4月よりスタートされましたが、改めて、この制度が導入された背景及びねらいについてお伺いいたします。

4番目として、県高等学校PTA連合会総会、上、中越PTA指導者研修会、11年度高等学校PTA指導者研修会などで、いつも質問は、中高一貫教育についてが話題になります。本県においても、新潟県公立中高一貫教育検討委員会の報告を踏まえて、中等教育学校を上、中、下越にそれぞれ1校程度は設置する必要があるとの方向性が出ておりますが、この制度に係る基本的な考え方、整備目標、スケジュールなど、具体的方針についてお伺いいたします。

第5点目。そこで、平成10年度の本県の高校進学率は97%を超えており、多くの子供たちにこの制度を提供するためには、中等教育学校だけでなく、連携型や併設型の導入も必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。

第6点目。PTAとして心配することは、この中高一貫教育の導入により、受験戦争の低年齢化や激化、6年間固定化による生徒の中だるみ、教師の力量など、さまざまな問題点を指摘する声がありますが、これらに対してどのようにお考えか、お伺いいたします。

7点目。また、10年度から、津川町及び津南の公立中高において行われている中高一貫教育の実践的な研究について、その成果をお伺いいたします。

ほかに、私立では県下では3校行っているようですが、そして、ゆとりある教育を目指すならば、いじめ、不登校、学級崩壊などから少しでも脱却できるのではないかと考えております。そのために、私たちPTAでは、地域と学校と家庭が一体となって研修会を持ち、また小中高で生活、進路を語る会などを持ちながら、どうすればよりよい教育、楽しい学校生活が送れるかを目指し、努力しております。これらPTAの活動に対する指導者研修は、生涯学習の中に盛り込まれておりますが、私たちも側面よりフォローアップしておりますので、県財政の厳しい中とは思いますが、どうかそれらについても今後御一考いただきますよう御要望申し上げます。

8点目。県立高校におかれましては、昭和32年、35年につくられた木造老朽校舎、現在84校、108棟あります。また、昭和62年から平成元年に、生徒急増期に建てられましたプレハブ校舎が、県下では15校、15棟あるようですが、耐用年数との関係を含む現況と改築計画についてお伺いいたします。市立の小中学校では、校舎及び屋体の耐力度テストなども順次行っているようですが、大切な子供たちが安心して学べますよう、県財政の厳しい折からとはいえ、特段の御配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。

これで私の質問は終わりますが、幾つかの質問についての御答弁と、要望事項についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

【平山征夫知事】

それでは、松川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、緊急保育対策等5カ年事業の継続の見通しであります。厚生省では、5カ年事業の終了後の取り扱いについて、その継続も含めて現在検討中であるというふうに聞いております。

なお、平成12年度の国の概算要求を見ますと、5カ年事業で取り組んでまいりました特別保育等の事業は引き続き予算要求されておりますので、県の新社会福祉計画を推進する上で支障はまず生じないものというふうに考えております。

次に、県版エンゼルプランの策定についてであります。6月議会でもお答えいたしましたように、エンゼルプランを盛り込んでおります新社会福祉計画が平成12年度で終了いたしますことから、子供から高齢者に至るまでの生涯を通じた健康づくりの推進など、保健、医療の施策との一体的な展開を目指した総合的な計画を策定することとしておりますし、既に改定の作業に入っているところでもありまして、御指摘の県版エンゼルプランについても、その中で検討していくこととしてありまして、独立し

での策定については考えておらないところであります。

次に、保育所における広域入所の支援措置についてであります。この広域入所については、御指摘のように意義があるというふうに考えておりますし、平成10年度の児童福祉法の改正によりまして、広域入所に関する需要が見込まれる市町村は、こうした需要に的確に対応できるよう、あらかじめ関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めることとなったところでございます。したがって、基本的には、当該市町村の責任で対応されるべきものというふうに考えておりますので、今後とも広域入所がスムーズにいこう見守ってまいりたいというふうに思っている次第であります。

次に、夫婦間の暴力などで被害を受けた女性の一時保護についてでありますけれども、夫等による暴力による相談件数は増加しております。婦人相談所では、これらの事例も含めて幅広い相談活動を実施しております。一時保護を含めたさまざまな対応をしているところでございます。平成10年度で、県内で一時保護入所者の相談件数は39件という次第でございます。

現在、人権週間の関連で、夜大変おそい1時からですが、NHKで1時間のインタビュー番組をやっておりますが、一昨日、夫の暴力による被害を受けた女性がインタビューに応じて出ておりました。私も聞いておったんですが、大変悲惨な状況に、この問題の難しさをつくづく感じた次第であります。なお、昨日はLD児に関するインタビューでありまして、新潟市の女性の方が出ておった次第でありまして、この夫婦間の暴力問題、児童の虐待とあわせて、今後、人権擁護という意味で重要な問題だと思っております。

その意味での相談の窓口につきましては、県の地域福祉センター、それから市の福祉事務所等、各地域にございまして、相談の結果一時保護が必要な場合には、婦人相談所と連携して対応しております。現状では対応は可能であるというふうに考えております。

なお、現在、一時保護のうち約半数が新潟市の方であるということがその裏づけでありますけれども、今後とも、この件については、対応について十分ウォッチしてまいりたいというふうに思っております。次に、消費者対策についてでありますけれども、規制緩和の進展とか経済社会の構造の変化、そして最近の景気の低迷を反映いたしまして、県内の消費生活の相談は増加しております。特に平成7年度以降、かなりのピッチで増加している状況にございます。

このため県としましては、広報や啓発等を通じまして、消費者のトラブルの未然の防止に努力しているほかに、消費生活相談につきましては、これまで県消費生活センターの機能の充実に努めておりまして、多くの相談を受け付けておりますけれども、消費生活相談は、県だけではなくて、消費者保護基本法によりまして、住民と直接接する立場にあります市町村も相談を受け付けるという役割を担っておりますので、同センターとしては、市町村に対する支援を図るため、市町村段階において解決の困難な相談の対応とか、相談実務の助言、市町村職員を対象とした研修会の実施等に努めている次第であります。

県としましては、引き続き市町村の支援の充実に努めますとともに、当面は、同センターと市町村や市町立消費生活センターとの間に緊密なネットワークの形成を図ることによりまして、各地におきます消費生活相談に適切に対処してまいりたいというふうに考えている次第であります。

以上であります。

【野本憲雄教育長】

幼児教育の基本的な考え方についてであります。家庭での生活の上に、遊びを中心とした多様な場での体験や、人とのかかわり合いを通して自我の発達を促すとともに、やってよいことや悪いことがあることに気づかせ、決まりを守ろうとする態度を養い、自立の基盤を育成することが幼児教育の基本であると考えております。

また、今後の取り組みについてであります。近年、少子化、核家族化などによる人間関係の希薄化、遊びの機会の減少、親の過干渉や過保護などもあって、子供の社会性、自立心、規範意識などが全体的に低下していると言われ、小学校においていわゆる学級崩壊なども発生していることから、就学前の保護者に対する啓発や、幼稚園、保育所における教育の充実や、小学校との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、幼稚園と保育所の連携についてであります。昨年末に新しい幼稚園教育要領が示されたこと

を受けて、本年度教育要領説明会を幼稚園と保育所合同で実施し、共通理解を図ったところであります。また、小学校におけるいじめ・不登校、いわゆる学級崩壊等を解消するためには、就学前からの心の教育を充実することから、現在、小学校、幼稚園、保育所、保護者等の関係者による幼児期からの心の教育検討委員会を設けて、幼稚園、保育所と小学校の連携のあり方や、保護者の啓発を含め、幼児教育のあり方等について検討しているところであります。8月には、幼稚園、保育所、小学校の関係者、保護者などが一堂に集まって、幼児教育の充実について討論する「トークon子育て・教育」フォーラムを開催したところであります。

次に、中高一貫教育導入の背景についてであります。これまでも高等学校において、単位制高校や総合学科など、特色ある多様な学校、学科の設置など、いわば横の多様化、複線化を進めてまいりましたが、一人一人の能力、適性を尊重した教育をより一層進めるには、学校間の接続のあり方を多様化する学校制度に踏み込んだ縦の多様化、複線化を進める必要があると判断したためと考えております。また、中高一貫教育のねらいにつきましては、高校入試に影響されることなく、中学校教育と高校教育を接続し、ゆとりの中で生徒一人一人の個性や適性をより重視した教育を行うことにあると考えております。

次に、中等教育学校導入の基本的な考え方についてであります。既存の高校を改組して設置することとし、設置に当たっては、中高生には家庭の役割が重要であることから、できる限り広い範囲の生徒が通学できるよう、交通機関の利便性などにも配慮して設置したいと考えております。

また、整備目標につきましては、できる限り早期に具体化したいと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましても、生徒数の推移や高校整備との関係、国の財源措置の状況なども考慮して検討したいと考えております。

次に、連携型や併設型の中高一貫教育校の導入も必要ではないかとのことについてであります。中高一貫教育は、県内のすべての地域の生徒に選択の機会を確保する必要があり、また、地域によっては中学生が少なく、中等教育学校を設置すると、既存の中学校、高等学校との複線化が難しい場合などもあることから、併設型などの中高一貫教育校導入も必要であると考えております。

次に、中高一貫教育における受験競争の低年齢化の懸念等への対応についてであります。入学者選抜においては、学力検査は行わず、面接や作文等を活用するとともに、調査書についてもその取り扱いを十分検討してまいりたいと考えております。

また、中だるみの防止につきましては、教育課程におけるさまざまな工夫、校外学習や学校行事の適切な配置、課題研究の活用などについて、十分研究して対応してまいりたいと考えております。

教師の力量につきましては、中学、高校を通して、多感で変化の激しい年代の生徒を6年間一貫して指導することから、教員には中高双方での教育体験をさせるなどして指導力を高め、中高全体を見通して適切に指導できる力量をつけてまいりたいと考えております。

次に、中高一貫教育推進校の成果についてであります。中高一貫した教育のための教育課程の開発、指導方法の工夫、文化祭等学校行事の中高共同開催などにより、教職員の間に中学校、高校にわたる教育内容に対する理解が深まっており、生徒の指導にも役立っていると聞いております。

また、生徒の間でも、中学生、高校生の間の交流が深まり、中学生にとっては、高校の学習を見ることによって中学校の学習の意義を理解でき、高校生にとっては、高校生の自覚やリーダーシップが高揚し、社会性や人間性の育成に役立っていると聞いております。

さらに、推進校の取り組みを通じて、地域に中高一貫教育に対する理解が深まり、中高一貫教育の導入を期待する声も強くなっております。

次に、県立高校の木造教室とプレハブ教室についてであります。現在使用している木造教室は、2分校等で合わせて15教室、プレハブ教室は、4校合わせて34教室となっております。

耐用年数は、木造教室が24年、プレハブ教室は20年もしくは30年となっており、耐用年数を超えたプレハブ教室はありませんが、木造教室では、2室を除き耐用年数を超えております。

プレハブ教室のほとんどは、10年ほど前の生徒急増期に対応するため建築したものであり、順次解消しているところであります。その他の教室の改築整備につきましては、老朽化の度合いや高校整備計画の進捗状況等を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えております。